

## 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

(略称:生物多様性地域連携促進法、里地里山法)

(平成 22 年法律第 72 号)(公布日平成 22 年 12 月 10 日)(令和 7 年 4 月 1 日施行)(令和 6 年法律第 18 号)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/422AC0000000072>

e-Gov (施行令):なし

e-Gov (施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/506M60001A00001>

(令和 7 年 4 月 1 日施行)(令和 6 年農林水産省・国土交通省・環境省令第 1 号)

環境省 HP: [https://www.env.go.jp/nature/biodic/act\\_promo/index.html](https://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/index.html)

希少な野生動植物の減少、外来種の侵入による生態系の攪乱に加え、里地里山などの二次的自然の手入れ不足などによって生物多様性が深刻な危機に直面し、地域の特性に応じた保全活動が必要となったことから、市町村が主導して生物多様性の保全活動を進める枠組みとして法制化されました。この法律には罰則はありません。

### <法律の骨格>

- 主務大臣(環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)は地域連携保全活動基本方針を策定する【第 3 条】。
- 市町村は、単独または共同して、地域連携保全活動基本方針に基づいて、地域連携保全活動計画を作成することができる【第 4 条】。この際、NOP、関係住民、学識経験者、関係行政機関などで構成される地域連携保全活動協議会を組織することができる【第 5 条】。
- 地域連携保全活動計画で地域連携保全活動の実施主体として定められた者(地域連携保全活動実施者)が行う開発行為は、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護管理法、森林法、都市緑地法の許可取得が免除される【それぞれ第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条】。
- この法律には罰則はありません。
- 関係法令:生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣管理保護法、都市緑地法、森林法

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	目的
第 2 条第 1 項	この法律において「 <b>生物の多様性</b> 」とは、生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)第 2 条第 1 項 <sup>解釈上の注釈 1</sup> に規定する生物の多様性をいう。 (解釈上の注釈 1)生物多様性基本法第 2 条第 1 項で「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義。	定義
第 2 条第 2 項	この法律において「 <b>地域連携保全活動</b> 」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。	定義
第 3 条第 1 項	( <b>地域連携保全活動基本方針</b> ) 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針(以下「地域連携保全活動基本方針」という。)を定めなければならない。	義務 (主務大臣)
第 4 条第 1 項	( <b>地域連携保全活動計画の作成等</b> )	権限付与

	市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画(以下「地域連携保全活動計画」という。)を作成することができる。	(市町村)
第5条第1項	<b>(地域連携保全活動協議会)</b> 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「地域連携保全活動協議会」という。)を組織することができる。	権限付与 (市町村)
第5条第2項	地域連携保全活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 1 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村 2 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等 3 前二号に掲げる者のほか、第13条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者	—
第6条第1項	<b>(自然公園法の特例)</b> 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者(以下「地域連携保全活動実施者」という。)が国立公園又は国定公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従って自然公園法第20条第3項 <sup>解釈上の注釈2</sup> 、第21条第3項 <sup>解釈上の注釈4</sup> 又は第22条第3項 <sup>解釈上の注釈5</sup> の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。 (解釈上の注釈2)自然公園法第20条第3項は、国立公園・国定公園内町特別地域(特別保護地区を除く)で工作物町新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採・土砂の採取などを行う際に許可取得を義務付ける条項。 (解釈上の注釈3)自然公園法第21条第3項は、国立公園・国定公園内の特別保護地区で工作物目新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採、土砂の採取などを行う際に許可取得を義務付ける条項。 (解釈上の注釈4)自然公園法第22条第3項は、国立公園・国定公園内の海域公園地区で工作物の新築・改築・増築、鉱物の掘採、土砂の採取などを行う際に許可取得を義務付ける条項。	見なし規定
第6条第2項	地域連携保全活動実施者が国立公園又は国定公園の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法第33条第1項 <sup>解釈上の注釈5</sup> 及び第2項 <sup>解釈上の注釈6</sup> の規定は、適用しない。 (解釈上の注釈5)自然公園法第33条第1項は、国立公園・国定公園内の普通地域で工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採、土砂の採取などを行う際に届出を義務づける。 (解釈上の注釈6)自然公園法第33条第2項は、第1項目届出対象の行為を行おうとする者またはした者に対して、禁止や制限などを命じられる条項。	免除規定
第7条第1項	<b>(自然環境保全法の特例)</b> 地域連携保全活動実施者が自然環境保全法第22条第1項の規定による自然環境保全地域(次項において「自然環境保全地域」という。)又は同法第35条の2第1項の規定による沖合海底自然環境保全地域(次項において「沖合海底自然環境保全地域」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第25条第4項、第27条第3項又は第35条の4第3項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。	見なし規定
第7条第2項	地域連携保全活動実施者が自然環境保全地域又は沖合海底自然環境保全地域の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然環境保全法第28条第1項及び第35条の5第1項の規定並びに同法第30条及び第35条の7において読み替えて準用する同法第21条第1項後段(同法第25条第4項、第27条第3項又は第35条の4第3項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。	免除規定
第8条第1項	<b>(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例)</b>	見なし規定

	地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項の規定による生息地等保護区(以下「生息地等保護区」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第 37 条第 4 項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。	
第 8 条第 2 項	地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 39 条第 1 項及び第 54 条第 2 項(同法第 37 条第 4 項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。	免除規定
第 9 条	(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例) 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。	見なし規定
第 10 条	(森林法の特例) 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定は、適用しない。	免除規定
第 11 条第 1 項	(都市緑地法の特例) 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区(次項において「特別緑地保全地区」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項後段並びに第 14 条第 4 項及び第 8 項後段の規定は、適用しない。	免除規定
第 11 条第 2 項	地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地法第 14 条第 1 項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。	見なし規定